

## 令和4年第9回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月15日（木）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第16 発委第1号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について  
日程第17 意見案第1号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書  
日程第18 意見案第2号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書
- 

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	5番	渡部正騎君	6番	戸松恵子君
	7番	山本悟君	8番	佐藤昇君
	9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
	11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
	13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

---

#### ◎欠席議員（0名）

---

#### ◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君  
代表監査委員 村瀬光明君

---

#### ◎説明員

副町長 舟木淳次君 総務部長 鈴木浩君

---

民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	二瓶雄介君
住民生活課長	古賀伸次君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	佐藤祐治君	総務課長	西聡君
学校給食センター所長	小玉美紀子君	監査委員事務局長	成中克也君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局主幹	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、竹中議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。  
お手元に配付されました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。  
これを日程に追加し、議題にしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第16 発委第1号

○議長（杉本信一君） 日程第16 発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） 発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正について説明いたします。

提案理由は、委員会の開催場所への参集が困難であると認められる事情がある場合において、委員がオンラインにより出席することができるようにするため、本条例の一部を改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料新旧対照表により御説明いたしますので参考資料をお開き願います。

遠軽町議会委員会条例新旧対照表でありまして、第15条の次に開催方法の特例とし

て、「第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。」

第1号として、「重大な感染症のまん延の防止又は大規模な災害等の発生等により、委員会の開催場所への参集が困難であると認められる事情があるとき。」

第2号として、「出産、育児、看護、介護その他やむを得ない事由のため、委員会の開催場所への参集が困難であると認められる事情があるとき。」

第2項として、「前項の場合において、オンラインにより委員会に出席をしようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」

第3項として、「前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条の規定による出席委員とする。」

第4項として、「オンラインを活用した委員会における開催の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。」を、第20条第1項にただし書きとして、「ただし、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。」をそれぞれ加えるものです。

なお、本条例改正案については、全会一致の下、本提案をするものです。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 意見案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第17 意見案第1号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものです。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言

われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のため、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く、带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとされています。そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年12月15日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第18 意見案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第18 意見案第2号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知

的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていません。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっています。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体があります。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律により全国共通の施策として展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年12月15日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

---

### ◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議を閉じます。

以上で、令和4年第9回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	私本信一
署	名	議員
署	名	議員
		戸松恵子
		所中裕志